

個人情報保護専門調査会の進め方について

平成 22 年 7 月
消費者委員会

1. 趣旨

本専門調査会は、(1) 個人情報の適正な取扱いの確保に関する事項、及び(2) 内閣総理大臣が作成する個人情報の保護に関する基本方針の案について、消費者委員会の求めに応じて、調査審議を行う。

「個人情報の保護に関する基本方針」(平成 16 年 4 月 2 日閣議決定、平成 21 年 9 月 1 日一部変更)においては、消費者委員会は、法の施行状況のフォローアップを行うとされている。

また、「消費者基本計画」(平成 22 年 3 月 30 日閣議決定)においては、個人情報保護法については、消費者委員会において、法改正も視野に入れた問題点についての審議を行うこととされている。

これらを踏まえ、本専門調査会としては、当面、主に以下の事項を中心として調査審議を進める。なお、必要に応じて、行政機関、独立行政法人等、及び地方公共団体の個人情報の取扱いの状況についても、検討を行うこととする。

2. 主な審議事項

(1) 個人情報保護法の施行状況の評価

- ・ 個人情報保護法施行状況報告
- ・ 事業者からの個人情報保護の取組実態等の状況
- ・ 個人情報に関する苦情処理の状況
- ・ 各省庁による施策の実施状況

等のフォローアップを行い、個人情報保護法の施行状況の評価を行う。

(2) 個人情報保護法及びその運用に関する問題点の検討

個人情報保護法の施行状況の評価を踏まえ、個人情報保護法及びその運用に関する問題点を整理し検討する。

3. スケジュール

(1) 第 1 回

個人情報保護法制の現状等

- ・ 個人情報保護法制の概要等
- ・ 個人情報保護法の施行状況

個人情報保護専門調査会の今後の運営について

(2) 第 2 回 ~

法の施行状況のフォローアップ及び評価、個人情報保護法及びその運用に関する問題点の整理及び検討

以上

個人情報保護に関する基本方針（抄）

平成16年4月2日
閣議決定
平成20年4月25日
一部変更
平成21年9月1日
一部変更

2 国が講ずべき個人情報保護のための措置に関する事項

(2) 政府全体としての制度の統一的な運用を図るための指針

法の施行の状況の消費者庁への報告と公表

関係行政機関は、法第53条第1項の規定に基づき、毎年度の法の施行状況として、法第4章に基づく報告の徴収、助言等の規定の実施の状況のほか、事業等分野におけるガイドライン等の策定及び実施の状況、認定個人情報保護団体における苦情の処理等の取組状況、個人情報取扱事業者からの個人情報漏えい等事案の状況等について消費者庁に報告するものとする。

消費者庁は、関係行政機関からの報告を取りまとめ、その概要を公表するとともに、消費者委員会に報告するものとする。

8 その他個人情報保護に関する施策の推進に関する重要事項

(2) 消費者委員会の役割

消費者庁は、経済・社会事情の変化に応じた基本方針の見直しに当たり、消費者委員会の意見を聴くほか、2の(2)の に基づき、法の施行状況について消費者委員会に報告を行うとともに、同委員会は、法の施行状況のフォローアップを行う。

消費者基本計画（抄）

平成22年3月30日
閣議決定

【具体的施策】

3 経済社会の発展への対応

(2) 高度情報通信社会の進展への的確な対応

施策 番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
166	個人情報保護法については、消費者委員会における法改正も視野に入れた問題点についての審議を踏まえ検討します。	消費者庁 関係省庁 等	審議の結果を 踏まえ検討に 着手します。